

令和3年度第1回新宿区障害者自立支援協議会
(障害者差別解消支援地域協議会)

日時 令和3年11月5日(金)
15:00～

場所

開催形式 オンライン開催

○事務局(中野) 本日はお忙しい中、令和3年度第1回新宿区障害者自立支援協議会へ御出席いただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大の防止として、Web会議の開催をすることにしました。感染がかなり抑えられて、対面でもいいのではないかとのご意見もありましたが、今回はWeb開催とさせていただきました。前田委員と区の委員、事務局は、区役所の会議室から参加させていただきます。また、議事録作成のためにレコーディングをさせていただきます。御了承ください。つきましては、お名前を言ってから発言していただくようお願いいたします。

資料は事前に送らせていただきました。次第と資料1~5、参考資料1~2、参考資料として、自立支援ネットワークの年間実績、基幹相談支援センターの御案内、さんさんハウスこどもソテリア東京四谷の御案内です。不足等ありましたら、お知らせください。

では、会議を始めます。三浦会長からお願いします。

○三浦会長 こんにちは。新型コロナの状況が結構逼迫して続いておりましたので、全体会をもっと早くやらなければいけなかったのですが、なるべく対面という気持ちもあり、日程のつくり方やほかの理由での難しさもあり、この時期になってしまいました。これまで、各部会の活動状況も進んできていることもありますので、逆に、ある程度現実的な話をこの時期になるとしやすいかとも思っております。そして、何とか今年度中に、次回以降の全体会も含めて、いろいろと協議会運営に係る諸事項を進めていきたいと思っておりますので、御参加の皆さま、欠席の方もいらっしゃいますので、全員の方々には何とぞ御協力をお願いできればと思っております。

そして、今日は議事進行を副会長の1人である友利さんをお願いし、また御苦勞をお取りいただいて恐縮ですが、御協力をお願いできればと思っております。以上です。

○友利副会長 副会長をやっております友利と申します。初めての方もいらっしゃるようなので、簡単に自己紹介をお願いします。

では、三浦先生から自己紹介をお願いします。

○三浦会長 改めまして、こんにちは。三浦と申します。協議会の会長を仰せつかっております。私自身は、新宿5丁目で20年目になりますけれども、精神科の診療所をしている医師です。大分以前からいろいろ地域活動には参加をさせていただいている御縁で協議会にも、私は友利さんに続いての古株になってきたのかな、参加をしているということです。医師という立場ではありますけれども、本来の私の医師としての研究領域が、社会精神医学という領域です。他に薬のことを勉強する精神薬医学とか、心理を勉強する心理学とか、いろいろな領域が精神医学にもあります。私の勉強の素材は社会精神医学という領域で、患者さんだけを診ていく、しかも薬物治療だけをしていくということではなく、患者さんを取り巻く社会全体にも働き掛けをする、若しくは逆にいろいろ教えてもらう、協力し合うというものです。薬物治療だけではなく、精神科領域でいうトリハビリテーションとか社会資源の配置をしながら、その方自身、当事者自身のQOLを上げていこう、社会参加を促していこうと。もちろん精神疾患も良くなったりとか、再発が防げればよいなど

いうことを目的にして、いろいろフィールドワークをしていくのが社会精神医学の領域で、そういった活動を協議会に参加する以前からやっていて、今現在もそういう前提で働いている次第です。以上です。

○友利副会長 次に、河村先生、お願いします。

○河村副会長 皆さん、こんにちは。副会長を仰せつかっています河村です。私は、この自立支援協議会が4年目、2期目の2年目です。埼玉県立大学社会福祉学専攻所属です。社会福祉士、精神保健福祉士、保育士を養成しています。新宿区との御縁は、一番最初に仕事をした団体が、当時、新宿区の全国心身障害児福祉財団というビルの中に事務所がありました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○友利副会長 雇用関係機関の職員ということで、新宿区勤労者・仕事支援センターの伊藤局長、お願いします。

○伊藤委員 伊藤です。区の外郭団体である勤労者・仕事支援センターの事務局長をしております。障害者の就労支援、そのほかにも受注センターでの事業所ネットワーク事業、事務局とかB型及び移動支援の事業所をしております。ここに来てもう8年目になりますけれども、障害者行政のお手伝いをするという、外郭団体というのはそういう場所だと思ってやっております。

○友利副会長 新宿区公共職業安定所の前田さん、お願いします。

○前田委員 はじめまして。ハローワーク新宿の前田と申します。今日初めて参加させていただくということで、とても緊張しておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○友利副会長 次に、権利擁護関係者ということで、原澤先生、よろしくお願ひいたします。

○原澤委員 弁護士の原澤と申します。東京には、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会と3つ弁護士会があって、それぞれ活動していますが、私は第二東京弁護士会の中の高齢者・障害者の権利に関する委員会という所から派遣されて、この会に参加させていただいています。二弁の私たちとしては、東京の3会がある中で、二弁が一番この高齢者・障害者の権利に関して頑張っている活動していて、弁護士もかなり若手の人たちが積極的に参加している委員会です。その中から来ていますので、私を通じて何かほかの支援が必要であれば協力することもできます。それから、この協議会は、私が参加させていただいてから年々活動がすごい活発になって、委員の意見もたくさん出てきていると思いますので、私の任期はもう間もなく終わってしまうと思うのですがけれども、その後、引き継いだまた違う弁護士も、必ずその積極的な活動を一緒にやっていかれると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○友利副会長 ありがとうございます。東京行政相談委員協議会の新宿区の相談員でいらっしやいます高橋さん、お願いします。

○高橋委員 急用で出掛けている最中なのですが、所々でちょっと聞かせていただきたいと思っています。ありがとうございます。お願いします。

○友利副会長 では、飯島さんは今日は御欠席です。教育関係者ということで、新宿区立

新宿養護学校の校長先生でいらっしゃいます門脇さん、いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 まだお見えになってないみたいです。

○友利副会長 では、手をつなぐ親の会の会長の内藤さん、お願いします。

○内藤委員 お世話になってます。新宿区手をつなぐ親の会の会長の内藤です。会長は6年目となります。この自立支援協議会では、知的障害のある本人や保護者の声、また現場の声をお届けして、みんなで考えていきたいと思っております。

○友利副会長 新宿区立障害者福祉センターの相談支援専門員の塩川さん、お願いします。

○塩川委員 新宿区立障害者福祉センターの相談支援専門員をしております塩川と申します。区立の障害者センターは、地域生活支援拠点の身体障害者に特化していますが、私、相談員としては知的障害者と身体障害者の担当をさせていただいています。

○友利副会長 社会福祉法人南風会シャロームみなみ風の施設長でいらっしゃいます廣川さん、お願いします。

○廣川委員 シャロームみなみ風というのは、新宿区の弁天町にある、知的障害をベースとした入所と通所の施設です。利用者人数は今70人ちょっとぐらいで動いています。職員も70人位です。この地域拠点事業の中で、いろいろな相談とか専門性の向上のための研修などもやらせていただいています。多くの人の協力の中で、新宿区で事業がうまく回っている状態なので、本当に有り難いと感じています。今後ともよろしくお願いします。

○友利副会長 新宿区立障害者生活支援センターの施設長山崎さん、お願いします。

○山崎委員 新宿区立障害者生活支援センターの施設長の山崎と申します。当施設は精神障害のある方を対象とした施設でありまして、入居10名、また通所であったり、相談等をお受けさせていただきながら、地域で自立した生活を目指すというところを御支援させていただいております。

○友利副会長 それでは、相談支援事業者等ということで、初めに新宿区基幹相談支援センターの石丸さん、お願いします。

○石丸委員 新宿区基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の石丸です。私自身はスーパーバイズなどを行いながら、障害児の方のケースとか療養介護を利用している区民の方々の計画相談を担当しております。

○友利副会長 次に、相談支援事業所 Kaien 新宿の八角さん、お願いします。

○八角委員 相談支援事業所 Kaien 新宿の八角です。私どもの事業所は、児童と大人の精神の方向けの計画相談を担当しております。会社全体としては、放課後デイサービスと生活訓練、就労移行、就労定着の事業所をそれぞれ持っています。それ以外には、福祉サービスではなくて自費のサービスなのですが、発達障害の大学生向けの就活サークルということで、ガクプロというサービスを行っています。ほかに、オンラインでやり取りをするようなウェブ TEENS というサービスを行っています。私は今期で2年目です。どうぞよろしく願いいたします。

○友利副会長 次に、特定相談支援事業所どまーにの寺本さん、お願いします。

○寺本委員 新宿あした会どまーにの寺本と申します。新宿あした会は、新宿区手をつなぐ親の会が母体になって、平成 15 年に立ち上がりまして、そこの相談支援、大部分が知的障害者の就 B の利用者の方ですが、そこを対象に計画相談を作っております。よろしくお願いいたします。

○友利副会長 地域企業・団体ということで東京都の宅地建物取引業協会新宿支部の副支部長でいらっしゃいます宮城さんは御欠席です。伴さんはまだお見えになってないですか。

○事務局 お見えになっていないです。

○友利副会長 では、保健医療福祉関係者ということで、笹筒町地区民生委員でいらっしゃいます志村さん、よろしくお願いいたします。

○志村委員 笹筒町地区民生・児童委員の志村です。笹筒町地区で会長をしております。我々の近くに障害の方がいらっしゃるというのが見えにくい状態ですので、いろいろ勉強しながら障害の方に寄り添えるようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○友利副会長 それでは、区の職員でいらっしゃいまして、福祉部障害者福祉課長の稲川さん、お願いします。

○稲川委員 障害者福祉課長の稲川でございます。本日はお忙しい中、皆さんお集まりいただきありがとうございます。障害者福祉課は、先ほどの石丸のような個別の支援をする職員から、施設の管理をする職員、また、障害者計画などを推進していくような、行政的な仕事をする職員ですとか、いろいろな職員がおりまして、総合的に障害者福祉の推進ということでやっておりますので、いろいろな場面で皆さまにお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○友利副会長 続きまして、健康部保健予防課長の高橋さん、お願いします。

○高橋委員 皆さま、こんにちは。健康部保健予防課長の高橋愛貴と申します。4 月から着任いたしましたので新任でございます。職種は医師です。新宿区保健所保健予防課は、精神保健と難病対策、感染症対策などを所掌している課でございます。精神保健に関しては、新宿区アウトリーチ事業であるとか、退院後支援、計画策定など、力を入れている分野でございます。大変貴重な情報共有の場と考えております。是非皆さまのお話をたくさんお聞きできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○友利副会長 私は、この協議会の副会長をしております友利幸湖と申します。精神障害者の方に特化した就労継続支援 B 型という福祉サービスを高田馬場でやっております、この協議会が平成 19 年 3 月に発足してからずっといるという、ちょっと長すぎる委員ですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、自己紹介に関連しまして、協議に入る前にもう少し。今回コロナでなかなかお目にかかれなかった、活動ができなかったということがある中、委員同士がもっと知り合いたいという御意見が出ています。この辺りのことを会長からお話していただいてもよろしいですか。

○三浦会長 その前に事務的な話になってしまいますけれども、途中でまだ参加されていない方がいらっしゃったときは、そのときの発言者のワンフレーズが終わったら、事務局は遠慮なく差し挟んで、今誰々さんが到着しましたという形で御発声いただいたほうがよろしいかなど。後で議事録作成するときにも、そこを書き込みたいので、お願いします。

あと御発声等をされないタイミングの方々については、区役所で集合で今いらっしゃる方についてはいいのですが、ほかの方々にはミュートとビデオの停止を両方押しておく、通信量が少なくなるので、通信量がパンクして断線してしまうという場合も私の所も含めてあるのと、御発声されていないけれど物音を自分で立ててしまうと、その方がいきなり大寫しになってしまったりするので、御発声をされない場合はミュートを掛ける、ビデオの停止をしておくというのがいいかと思っております。

本題に入ります。自立支援協議会はいろいろなことを題材として取り扱っていく。そうすると、ヒューマンパワーが当然必要であって、協議会自体がいろいろな分野の方々に参加を頂いているという経緯があります。協議会全体でいろいろな経験や知識や発想をお互いに出し合って、一つ一つの題材についての協議会としての認識や、世の中に向けて、ほかの部署、ほかの施設、いろいろな所に向けて、情報発信をしていけるといいかなど思っています。まず私たちの中である程度何かは共有される、私たちというインフラがもうちょっと明確になっていくことが望ましいかなど思っていて、もう少し双方向性のやり取りをできるといいかと思うのです。これまでの協議会ですと、よくしゃべる人間ばかりがたくさんしゃべって、逆に余りプロパーではない方々は発言しにくいという様子もあったりして、これからはもう少しお互いにコミュニケーションをしていきたいという意味では、お互いをまず知り合いたいと思っています。

お互いを知るために、例えば1つの発想ですけれども、皆さんに自己紹介的な文章なり、若しくは動画でもいいし、音声ファイルでもいいし、何かの資料でもいいですし、何か自己紹介的なものをお出しいただくとか、場合によっては、それをもうちょっとやりやすくするという意味で、何らかのアンケートとかを皆さんに少し取らせていただいて、それを皆さんでお互いに見てみるということもいいかもしれない。時間とか人手の準備ができれば、お一人ずつにでも、いずれまたインタビューとかをしながら、お互いを知り合うような場面を、ネット上でのインタビューでもいいですし、作っていければなというような発想が、今、私の中にはあります。皆さんにも、どのように思われるかについて、今何か御発想があればお聞きしたいと思っています。友利さんどうでしょうか。

○友利副会長 懇親会どころかお会いすらできず、委員の皆さんと腹を割って話す機会のない2年間でした。先日の運営会議でも、知り合いたいという気持ちは皆さんがお持ちで、それが地域の活性化にもつながっていくのではないかとこの活動がもっと活発になるためにも必要だなということは共有できたのですが、今日初めてそういうお話を聞いた方の中で何か御発言があれば是非お聞きしたいと思います。先生が先ほどおっしゃったように、余り皆さんにお手数を掛けないための簡単なアンケートとか、その方の好み

とか、いろいろなことが分かるような質問もいいのではないかと。

○三浦会長　そうですね、アイスブレイクという考え方があって。氷を解かすという、アイスブレイクという言葉ですが、やはり緊張感を持ってだと、なかなか自分自身も何を言うべきか、言いたいかというところの発想がうまく出てこなかったりするので、余り真面目なアンケートとか真面目な対話だけではなくて、雑談に近いような素材も含めたアンケートなりを出してもらってもいいかなと思いますね。

○友利副会長　そうですね。例えば知らない人と普通に話すときに私はこういうことを必ず聞くんだとか、親しくなりたいなと思う人にはこんなことを聞くとか、もしそんなことがあれば、是非お知恵を借りたいなと思います。どなたかございますか。いかがでしょう。なかなか出てこないですね。この前の運営会議ではいらっしゃらなかった新宿区の事務局の皆さま、こちらにお集まりの方々の中ではいかがでしょうか。こういうことを本当は聞きたいんだとか。なければ、こちらで作って皆さまにお送りした暁には、是非、御協力をお願いしたいと思っております。これについて特に異議を唱えたいとか何か御発言があれば受け付けますが、ないですか。

それでは、協議に移らせていただきます。まず、協議の中の(1)障害者差別解消について、資料4について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(中野)　資料4を御覧ください。裏面から御説明いたします。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる差別解消法の改正法が、令和3年6月4日に公布されました。主な改正点は、1.国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、2.事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、3.障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化の3点です。事業者による合理的な配慮の提供につきまして、東京都は既に条例で義務化となっています。この改正法は、公布の令和3年6月4日から3年以内に施行することとなっており、附帯決議で、公布の日から3年を待たず可能な限り早期に行うことが求められています。具体的になりましたら、また都度都度お知らせします。

資料4の表は、令和2年度の新宿区の取組みと相談事例です。令和2年が終わってから半年以上がたちましたので、目を通していただければと思います。令和2年度の相談は、とても少なかったのですが、ちなみに最近の事例を1つ御紹介します。

映画館で、歩行に杖が必要な方が、入口で杖の預かりと言われたとのことで、「杖がないと行けません」と答えると、「では車椅子席に」と言われ、最終的には「今回は特別」と許可されたが、毎回そういうことでは腑に落ちないという御相談がありました。映画会社の本社にお電話をして聞いても、「それがマニュアル」と言われたということでした。

区から、映画会社と御本人とお話を聞いたところ、座席の足元に置いた杖が危険なため案内担当者が「お預かりしましょうか」と言ったところ誤解が生じてしまったということでした。最終的には差別ということではなく御本人の誤解だったということが顛末です。映画館側からも、きちんと対応していたのだけれども、最初の対応のところで不慣れな職

員が対応してしまい、納得がいかなかったのかもしれない、説明不足でもあったということで、映画館と御本人と納得していただいたというような事例がありました。

次に、「らくらくバリアフリーマップ」です。令和元年度に再構築をして、現在運用していますが、コロナ禍でお出掛けする機会も少なく、利用される数字も当初よりは少し抑え気味です。検討を重ねて改善していますが、たまに皆さんに見ていただき、こんなことがあったらいいのではないか、ここが足りないよ、これはいいねなどという御意見を頂けると大変有り難いので、よろしく願います。この資料4についての説明は以上です。

○友利副会長 かねがね、差別解消につきましても、区からの報告以外にも事例が発生してからではなく予防が大事というような考え方を皆さんで共有していた経緯があるのですが、今の事例等につきましても何か御発言いただける方は願います。多分、この合理的配慮というのは、もし弁護士の方が入ったとしても、話し合いをしていくというスタンスがとて大事かなと思います。全て白黒はつきりさせるというよりは、話し合う中でお互いに理解を深めていくという過程が、プロセスが大事なのかなと思うのですが、この辺に対しての御発言はいかがでしょうか。

○内藤委員 この間、選挙があり期日前投票に行ってきたときに、車椅子の障害のある方が期日前投票をするということでしたのですが、何か怒鳴っているのです。期日前の場合は裏に住所、名前、あと理由に丸を付けなくてはいけないのですが、そういうことが面倒で何でこんなことをやるのかと怒っていました。これは障害があってもなくても書かなくてはいけないことなのですが、障害があるから特別な配慮があってもよいということなのではないでしょうか、怒鳴らなくてもよいと思います。でも、そのときに出張所の職員はとて丁寧に説明されて、お手伝いもされていたので、対応はよかったと思いました。

○友利副会長 今井さんが到着されました。自己紹介をしていただけてよろしいですか。

○今井委員 遅くなって申し訳ありません。新宿区障害者福祉協会といたしまして、区内の障害者団体 24 団体が母体となり組織した社会福祉法人で専務理事をしております今井です。事業としては、新宿区立の障害者福祉センターや新宿区立あゆみの家を指定管理事業者として受けているほか、グループホームや介護派遣事業、相談支援事業などをやっております。今後ともどうぞよろしく願います。

○事務局 大野委員が到着されました。

○友利副会長 新宿区社協の大野委員が到着されたので、よろしく願います。

○大野委員 私は、社会福祉協議会に去年4月に参りました。まだちょっと日は浅いのですが、社会福祉協議会としては地域福祉の向上のために、地域の皆さんに何か困り事があれば何でも相談をしていただき、とにかく我々のできる範囲のことをやる、無理であれば、関係機関等につないだりしながら、とにかくいろいろな対応ができるようにしていきたいと、職員一同そのように考えている組織であり続けていきたいと思っている職場です。そこから代表して参加させていただいています。どうぞよろしく願います。

○友利副会長 それでは、協議に戻ります。この差別解消に関してはまた引き続きという

ことで、次に移ってよろしいでしょうか。

○三浦会長 起きた事例について私たちはどう考えるべきかではなく、それも必要なのですが、むしろそういう差別が起きないことが大切で、差別が起きない、ある意味予防のためのアクションも私たちの中で検討するべきかどうかについても、今後皆様の発想をお聞きしてみたいなと思っているので、今後についてはまた提案をしてみる部分があると思っています。

○友利副会長 先ほども言いましたように、予防とアクション、できればそれをしていきたいという希望があります。差別していないつもりで差別してしまっていることが結構あり、文字の表現やいろいろな意味で、相手の方の立場によってはそれがすごく差別的に聞こえたりと、人によって随分違うなと感じているところです。全てが解消されるわけではないかもしれませんが、今後、引き続き皆さんで議論していけたらと思っています。

次に、協議の(2)地域生活支援拠点等の運営状況について、説明をお願いいたします。

○事務局(中野) 地域生活支援拠点等の運営状況について令和3年3月に作成しました第6期新宿区障害福祉計画の成果目標として、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」を挙げています。資料5-3裏面のイメージ図のとおり、区の考え方と目標として、「平成29年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進してまいります」としています。今回の自立支援協議会において、運営状況の確認・検討をお願いいたします。

資料5は、地域生活を支えるための機能である機能、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの項目について一覧にしています。区の出組の方向と課題は、第6期障害福祉計画に記載している内容です。出組の状況と実施機関については、今年10月現在の状況を記載しています。地域生活支援体制のイメージ図のとおり、新宿区は、基幹相談支援センターと3か所の地域生活支援拠点施設が中心となって、関係機関が連携し、障害者や家族、事業者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように、地域生活支援体制を推進しています。今後に向けて、少し動きがありますので、障害者福祉課長からお話をさせていただきます。

○稲川委員 障害者福祉課長です。拠点について動きがありますので、御説明させていただきます。まずは、中落合に今は高齢者の施設である清風園という建物がございまして、そちらが9月末をもって廃止になりました。そこに、跡地の活用といたしまして、障害者のグループホーム等の施設を造るということで、今、進めています。本日、広報に出まして、民間・民設・民営で事業者の公募をするのですがけれども、公募要項をホームページにアップしたというところで、本当に新鮮な情報でございます。

では障害者の何を造るかということなののですがけれども、1つのグループホームです。グループホームがどの障害を対象にするのかというのは、基本的には提案によるのですがけれども、1ユニット以上は肢体不自由を含むということに公募上させていただいておりま

す。また生活介護、短期入所を行います。こちらの障害種別につきましては、事業者の提案によるところです。

この拠点に関わってくるのが、それに併せて相談支援事業を必須として、地域生活支援拠点の面的体制の一部としてやってもらうということにします。これについては、拠点にすると、1つはグループホームが20人の定員が確保できるというところがあります。また、課題となっていた緊急時の相談体制と、それを何かあったときに短期入所につなげていくというところが、新宿区内で機能がなかったところなのですけれども、そこを拠点として365日24時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付、調整も行うことというのを、募集要項に入れておりますので、将来的には拠点がもう1つ増えるというところで考えていただきたいと思います。

現在、まだ前の清風園の建物が建っておりますので、これからそれを解体して更地にした上で、新たにまた建設するというところで、実際に開設するのは令和7年度になります。それまでは拠点は今の体制でいくのですけれども、令和7年度からは、また皆様方の仲間が1つ増えるというところで、充実を図っていきたくておりますので、この場をお借りして報告させていただきます。以上になります。

○友利副会長 グループホームが今、正に動き出したということですが、皆様から御質問等があれば、是非伺いたいのですが。拠点で活動していらっしゃる方からも、どんどん頂きたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

○三浦会長 これは新任の方もいらっしゃるの確認になるのですが、資料5に書いてある「国が示す」というのは、国はどのような法律なり法令等で示しているのですか。

○友利副会長 いかがですか。

○事務局(小林) 障害者計画を策定するところに国の指針が出まして、その指針の中で生活支援拠点を定めるということが、その指針の中に1つ書かれているということですね。

○三浦会長 国が何らかの示しをしていて、それに基づいて区としての取組が決まっていく。区としての取組は、新宿区障害者福祉計画に大体書き込まれているということではないのですかね。

○事務局(小林) そのとおりです。

○三浦会長 そうすると、先ほどおっしゃった新しい施設とかも、今後は障害者福祉計画の中に織り込まれるという解釈、なるほど。そういう立て付けで、区も含めて活動が展開されているという状況ですね。理解しました。

○事務局(中野) では、基幹相談支援センターと3拠点の状況について、基幹相談支援センターから順番にお話しいただいてもいいですか。

○友利副会長 お願いします。

○石丸委員 基幹相談支援センターの石丸です。基幹がどういうことをやっているのか、地域生活支援拠点とどのように連携されているのか、見えづらいところがあるということをお聞きしましたので、その辺りのことを、お話させていただければと思っております。

基幹相談支援センターは、障害者福祉課の中にございます。よく区民の方からも、「基幹相談支援センターって、どこにあるんですか」と聞かれたりするのですけれども、基幹相談支援センターは、障害者福祉課の相談係 8 名と支援係 19 名、この 2 係を指しております。基幹相談支援センターの運営指針の中で、こういう専門職を置かなければいけないということを定義しております、4 つの専門職を配置しています。相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、この 4 つが必須になっております。新宿区の基幹に関しましては、そのほか、私ですが主任相談支援専門員 1 名、それから東京都医療的ケア児コーディネーターを 3 名、強度行動障害の支援者研修を修了した職員を 1 名配置し、地域の支援体制を行わせていただいております。

また、基幹はどういう業務をしているのか、これも見えづらいというようなお話も頂きましたので、今日は皆様のお手元のパンフレットを見ながら御説明させていただければと思います。業務として国が定めている事業の大きな柱、5 つの柱が、総合相談・専門相談、地域の相談支援体制の強化の取組み、地域移行・地域定着の促進の取組み、権利擁護・虐待防止、この 5 つの大きな柱が私たちの業務となっております。

その裏面です。総合相談のところでは、相談係の職員を中心に、手帳の取得ですとか手当の申請、各種サービスの御案内を行っております。また、専門相談としましては、支援係の職員を中心に、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉施設の利用相談を承っております。病院からの地域移行ですとか、また、地域からの施設入所などの御相談もこちらで承っております。

精神障害の分野に関しましては、地域の保健センターの保健師が窓口となり対応させていただいております。

基幹として特に対応している事業に、困難ケースのサービスと利用計画の作成、地域の相談支援事業所のバックアップ、緊急時対応の 3 点がございます。

困難ケースのサービスと利用計画の作成につきましては、現在では、地域の御利用者様からの御相談があった場合は、なるべく地域の民間の相談支援事業所を御紹介させていただいております。また、この紹介をするという業務そのものと併せまして、セルフプランをお選びになる方がいらっしゃった場合、セルフプランの作成相談を基幹でさせていただいているところでございます。また、地域の相談支援事業所で支援困難となったケースですとか、子ども総合センターと関わりのない児童のケースなどに関しては、基幹としてお受けしているところでございます。当初、平成 24 年に基幹相談支援センターを開設させていただいたのですけれども、地域の方々に計画相談を広く使っていただくという目的で、最初は区立の福祉作業所ですとか仕事支援センターのすまいるさん、施設入所者の方々の計画相談を基幹でまず立てるという取組を行わせていただいております。現在では、地域にお任せできるケースは移管している状況です。現在、直接この計画を書いている職員は、会計年度職員の 5 名と主任相談支援専門員の 1 名です。それから、今、御説明のあったとおり、その後、地域生活支援拠点の 3 施設も指定させていただきましたので、困難ケ

ースの対応については、拠点の皆様にも御支援をお願いしているところでございます。

2点目の地域のバックアップ機能です。精神障害の分野では、保健センターの保健師と基幹の2名の保健師が連携して、地域の相談支援事業所のバックアップを行わせていただいております。身体・知的につきましても、地域の事業所が開催するサービス担当者会議などに、基幹の職員が参加させていただいておりますし、スーパーバイザー派遣事業という事業として、地域の相談支援事業の開催する困難ケースのケア会議ですとか事例検討会に、アドバイザーとして参加させていただいております。

3つ目の緊急時対応ですが、緊急ショートステイが必要になった方に対し、安全な宿泊先の確保を行っています。今年度から、こどもソテリアが開設されたことによって、児童の緊急ショートも、今まで児童相談所にお任せするような重篤なケース以外は、区で直接、御相談に乗れるようになりました。こどもソテリアにつきましても、配布済みの空色のパンフレットを御覧いただけるといいかなと思います。5月から事業を開始いたしまして、この11月からは拡充して、毎日3名までのお子様を受け入れてくださっています。さらに、基幹相談支援センターが緊急として依頼する場合は、4人まで御対応いただけるということで、毎日欠員が出ないぐらい、今、新宿区のお子様たちが利用してくださっている状況となっております。

地域の相談支援体制の強化の取組みについて御説明いたします。人材育成のための研修を開催しておりますが、こちらの事業の一部は、専門性向上のための研修として、地域生活支援拠点のシャロームみなみ風さんに委託させていただいております。先週あったところですが、職員が燃え尽きえないような、心理的な職員のサポートなどについても、幅広い研修をしてくださっております。

また、大きな事業としまして相談支援事業所連絡会、年4回を、必要に応じて開催しています。この連絡会の中で、研修ですとか事例検討会なども実施させていただいております。また、スーパーバイザー派遣事業として、支援に参考になるような専門家の方の派遣をさせていただくのですが、最近はなぜか基幹の主任相談支援専門員を御指名いただき、私が行くことが非常に多くなっております。本年度は、障害者福祉センターさんですとか、あした会様から御依頼を頂いて、事例検討を共同して行いましたので、この仕組みをお使いになった報告などは、後ほど頂けるとうれしく思っております。

4つ目は、地域移行・地域定着の促進の取組みです。特に精神分野においては、保健センターに精神保健福祉士を配置して、重点的に取り組んでおります。基幹の保健師もその活動に連携して動いております。身体・知的の障害の皆さんについては、支援系の職員が担当しております。今年度、身体・知的でグループホームを新たに御利用になられた方は17名、今、調整中は3名、施設入所が新たに決まった方は3名いらっしゃいます。また、施設入所になった方ではなく、地域移行の1つと私たちは考えているのですが、遠方の群馬県の施設でお暮らしになっていた方から、「なるべく御家族のそばで」という御希望を頂いて、ちょうど来週に世田谷区の施設のほうに移ってまいります。このような支援を基

幹ではやらせていただいているところがございます。

5 つ目の柱、権利擁護・虐待防止です。成年後見制度の区長申立事業を、基幹として取り組ませていただいております。また、虐待防止の取組として、電話相談受付を相談係、調査・サービス調整・研修は支援係で取り組ませていただいております。

地域生活支援体制の中での基幹の役割については、このパンフレットの中では答えきれていないので、補足をしたと思っています。新宿区では、障害種別ごとに、その障害に対応する拠点を決定して、相談支援専門員を2名体制で配置していただけるように御支援しています。新規の計画相談が必要なケースが出た場合は、基幹相談支援センターが、まず民間の相談支援事業所におつなぎをしています。その際の目安としては、通所施設に相談支援事業所が併設されているケースは、そちらの事業所を御案内します。新宿あした会の事業利用者の方と一般就労している知的障害の方であれば、どまーにさん、シャロームみなみ風と生活実習所に通っている重度の知的障害の方は、あんそれいゆさんになど、一定の目安を基に振り分けを行っているところがございます。

その中で、支援が困難なおそれのあるケースについては、地域生活支援拠点にケースを依頼させていただき、民間事業所より、より専門性の高い事業所として、拠点の皆様のお力をお借りしております。さらに、民間や拠点で支援困難となった場合は、基幹に計画を移管させていただきます。計画相談そのものに不応を起こすような方もいらっしゃいますので、そういった場合は基幹の職員がセルフプランの作成支援も行っております。

精神分野の相談支援事業所は、作業所併設の所が大変多く新宿にはありますので、その作業所を使っている方以外の利用者の受入れがなかなか進まないところがございます。最近では、身体・知的・児童の分野でも近隣区の事業所が進出してまいっております。他区の事業所さんでも新宿区民の割合が高い事業者さんには、私たちが企画している相談支援事業所連絡会に、新宿区ではなくても御参加いただけるようお声掛けをしたり、利用しているところです。

将来的には、生活支援拠点の皆さんと基幹で、国から求められているモニタリング検証体制というものを作っていきたいと考えています。この事業は、区に寄せられるモニタリング報告書について、利用者本位のプランになっているか、権利擁護はなされているか、実行可能なプランになっているかなどを検証して、結果を事業所にお返しすることで、事業所の質の向上を図るものとされています。できましたら今年度中に準備委員会のようなものを拠点の皆様と基幹で立ち上げられたらと思っておりますので、拠点の皆様、どうぞお力を貸していただきたいと思っております。

最後になりますが、区立障害者支援センターの塩川委員と、あした会の寺本委員に、スーパーバイザー派遣事業を利用した経緯ですとか、利用してどうだったか、良かったか悪かったかなど、率直な御感想を頂けるとうれしいのですが、お二人いかがでしょうか。

○塩川委員 区立障害者福祉センターでは、相談支援専門員が抱えているケースは約 100 人弱あります。身体・知的の方、困難な事例の方も多くいますし、現在は、8050 問題や

9060 問題のように、お母様が寝たきりや認知症で御本人が知的障害や身体障害を抱えているなど、非常に困難なケースも出てきております。私たちは相談支援専門員 2 名体制でいますし、あゆみの家という重度の障害者を日中見ている所で 2 名の相談支援専門員が法人内でいて、合わせて 4 名で情報の共有をしながら、困難な事例などを話し合っているのですが、やはりそれでも解決が難しいケースは多々あります。

私たちはなるべく情報共有をして、日常的に生活介護や就労継続支援 B 型の事業所と情報を取り合いながら、包括的に支援をしているのですが、それでもなかなか出口の見えないケースというのがございます。そのようなときに、主任相談支援専門員の石丸さんに、どのようなことができるかなど、アドバイスを頂きながら進めさせていただき、見えなかった出口が見えて、先に進めたケースなどもありますので、良かったなと思っております。○石丸委員 寺本さんも、できればお願いできますでしょうか。

○寺本委員 あした会のケース会議で、どのようにケース検討をやっていくかということ、実は 2 年ぐらい、検討していて、もう全然話がまとまらなくて、これは石丸さんのお力を借りるしかないということで、今年度、毎月いらしていただきました。4 回か 5 回でしたか、本当に毎回毎回、1 回の会議で 2 つのケースを検討会でやらせていただいたのですけれども、短い時間で、どのような時間配分で、1 つのことを話し合っていくということ、実際に実践させてもらいました。今までだったら、だらだらと 2 人か 3 人でお話して、でも何の解決もしないで終わりというところを、全員できちんとした形で話し合うことで、ケース会議の後も、データの利用者について、本当に積極的に「こうしていこう、ああしていこう」と真剣に考えるようになっていくということ、私も作業所の職員の方のお話を聞いて、すごくみんな成長させてもらったなと思って、本当に感謝しています。

本当に貴重な時間を絶対に無駄にしないで、これから、あした会で何とか良いケース会議をもって、成長して発展させていきたいと思っています。

○石丸委員 ありがとうございます。基幹からの御説明は以上となります。

○友利副会長 この基幹の御説明に対して、皆様、何か御意見、御質問等があれば是非いかがでしょうか。

○今井委員 先ほどのパンフレットの中に、権利擁護だったり虐待防止の案件を取り上げていただいていたかと思えますけれども、成年後見に関しては区長申立てにつながっているというお話であったり、虐待防止に関しては通報の受理をされているということでした。実際に、令和 2 年度から 3 年度にかけて、そういった案件が新宿区内であったのかどうか、細かなことは結構ですが、あったのかどうかを教えていただければと思います。

先ほど、スーパーバイズで来ていただいて、実際のところ、解決した案件もあったけれども解決しなかった案件も多分あったのではないかというニュアンスの報告がありました。そのような解決しなかった案件に関しては、その後、どのような対応で継続していくのかというのは興味としてあるので、お伺いできればと思います。

○稲川委員 今、数を正確に持っているわけではないので概数になりますが、虐待の通報

は、昨年度 12、3 件ありました。昨年度は例年と比べて少し多かったとっております。次に、成年後見の区長申立てについては、5 件前後です。今年度は知的が 3 件、今やっているということです。

○石丸委員 3 件、動いています。精神も動いているのですが、精神は、数を持って来ていないので、今はお答えができないところです。

○稲川委員 数の上では大体そのぐらいとさせていただいて、解決しないケースのその後の取組をどうしているのかという御質問については、石丸からいいですか。

○石丸委員 区長申立てを私たちはやっているのですが、申立人が全くいないようなケースが区長申立てです。御親族がいらっしゃって親族申立てができたり、本人の本人申立てができるようなケースは、社協さんでやっている成年後見センターにおつなぎして、私たちも一緒に説明を聞きに行つて差し上げたりなどというお手伝いをさせていただいております。今日は社協さんもいらっしゃっていますので、その辺り、私たちより社協さんのほうが実態は詳しいかと思っております。

困難ケースについては、例えば塩川さんや寺本さんの所から御依頼いただいたものについては、実は大体うまい方向でいっています。スーパーバイズとして御依頼いただいたものについてはというところです。ただ、日常的なケース相談の中では、ずっと継続して出ているケースや、もう何年も困難な状況が続いているケースも、もちろんありますので、引き続き、地域と連携して動いていきたいと思っております。以上です。

○今井委員 多分、大変な事例というのは日常的に出てきているのではないかと思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

○友利副会長 ほかの皆様、いかがですか。私から少しよろしいですか。今の中で、この黄色いパンフレット中の最後の権利擁護・虐待防止の中で緊急対応と書いてありますが、緊急対応のケースという具体的にどんなことをされたのか、教えていただけますか。

○石丸委員 緊急対応で一番緊急となったものは、通報を頂いて、調査に入ったそのまま御本人様をお預かりして、御家族の知らない施設で安否を守らせていただいたという、これが一番の緊急案件でした。その後、その方は正式に施設入所にお移りになりましたが、緊急で施設に身柄を預かるような形のものは、今まで 3 件ぐらいあります。

○友利副会長 ありがとうございます。時間も押しているのですが、最後に、精神の場合など、例えば行方不明になってしまった方など、土日の対応、受入体制が一番支援者としては大変になってくるのですが、そうすると警察を巻き込んでということに、昨日もそんなケースがあったのですが、これに関してと相談支援というのは障害福祉サービスを使うことが前提のケースが多いと思うのですが、使わなくなったらその方の計画相談の支援がなしという場合が出てきます。そのようなことも今後対応していただけたらいいと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。○石丸委員 サービスを使う方に計画相談が入るとするのは国の制度です。先ほども御説明したとおり、専門相談のほかに総合相談というのがございますので、障害福祉サービスを具体的には御利用になっていない障害者の皆

さん、相談係の窓口にどなたでもいろいろ御相談に来ていただくことができる体制となっておりますので、サービスを使わない方は総合相談のほうでお話を聞いていくという体制になろうかと思っております。

○友利副会長 ありがとうございます。皆様、ほかに御質問がなければ、次に移らせていただいでよろしいでしょうか。

では、これに付随して、3 拠点の委員の皆様から、お一人ずつ、この体制について御見解等を頂けたらと思います。まず、塩川さん、いかがでしょうか。

○塩川委員 新宿区立障害者福祉センターは、主に身体障害者の拠点を挙げております。現在、行っている内容を御説明いたします。まず、①の相談に関しては、区役所の開いていない土日にも相談支援専門員などが動けるように配置をしております。現在、2 名の相談支援専門員が動いていますが、それプラス、24 時間の相談電話を受け付けております。

ただ、この 24 時間の相談電話は拠点が始まる前からの事業になっており、私たちのショートステイで泊まっている職員が夜間対応するというので、電話はなるべくお受けするようにはしておりますが、重度の身体・知的障害者が泊まる施設ですので、入浴介助をしていたり、食事介助をしていたり、添い寝をしているときなどにお電話がかかってくるのが多々あるのですが、そのようなときは、利用者のほうの安全を確保するために、お電話に出ることができなかつたり、又は、出て次の日にかけてくださいという御案内をする程度になってしまいます。多くの方が望んでいる緊急対応、例えば、親御さんが倒れてしまい、重度の障害者が家にいるので迎えに来てくださいとか、ショートステイを探してくださいなどと、夜間をお願いをされても、ショートステイに携わっている 1 名の職員しかいませんので、ほとんど動くことができないのが現状です。

もちろん、緊急時になるべくお受けできるように、1 床の枠を空けております。ただ、障害者センターは 35 年以上前に作られた施設で、1 床用に作られたショートステイのお部屋しかないのです、緊急の方が来たときは、通常枠の 1 人用の部屋にもう一人と一緒に過ごすような形になってしまいます。個室ではあるのですが、利用者 1 名と職員のお部屋を貸し出して、そちらに泊まっただき、職員は 1 対 1 で付くので、2 名の職員は廊下などの空いている所に寝るような状態になってしまい、もともと泊まりを確保していた 1 名が、緊急の方が来てしまうと過ごしにくくなってしまうということがあります。また、緊急時を受け入れるときは、非常に相性の問題があったり、すぐに職員の確保ができなかつたり、次の日に日勤をする職員を急きよ、泊まりに変えたりするものですから、次の日の日勤が回らなくなってしまうというような課題がありますので、緊急時に必ず泊まれるかと言うと、うちの障害者センターでは、やむを得ずお断りするケースもある状況です。

また、日中も、緊急時の方などは日中一時というサービスを使うことができるのですが、ショートステイのお部屋の入浴の設備を、私ども障害者センターの通常の入浴サービスという事業で使っている関係で、入浴サービスが日中に入っているときは、日中一時の方にそのお部屋を出ていただいて、入浴サービスをしなればいけない状況になっております。

設備的に、ゆっくり日中一時でお過ごしになっていただくこともできないのが現状で、入浴サービスを使っている1時間は廊下に出ていただく必要があります。

また、人材の育成に関しては、最近、主任相談支援専門員の資格を取り、今年は初任者研修の方7名の研修を請け負うことになっております。また、強度行動障害の研修も終わりましたので、強度行動障害に関する知識をつけた職員も1名配置しております。

今後の課題として、地域拠点の者で集まったことが過去1回ぐらいしかなく、2、3年ぐらい前に1回集まっただけなので、まだ拠点としてどのように動いていいのか、また、先ほどお話した、1人用のお部屋が1つしかない中で、どのように緊急を受け入れていいのかなど、課題はたくさんありますので、少しずつでも解決できたらと思っております。

○友利副会長 では、シャロームの廣川さん、お願いいたします。

○廣川委員 シャロームみなみ風は、緊急用のベッドは1床借上げでありますので、本当に緊急のときにすぐ対応することは心掛けていて、今まで空いているのにお断りしたことはないです。利用者状況がよく分からなかったり、情報が取得できないような場合でも、まず受け入れるということを前提にやってきて、空いているのに受け入れなかったケースは過去に1ケースもないと思うので、ここは職員も意識高く動けるようになってきていると感じています。

相談については、コロナの影響もあり、相談の中でやっていくモニタリングなどが、なかなか訪問できなかつたりして、本質的な相談事業はこの間は難しかったと思っております。特にグループホームなどの受入れが、相談員の訪問の受入れができないということもあったので、これから少しずつ訪問しながら、もう一回、正常な状態の相談支援事業に戻していくことをしっかりやらなければいけないと思っております。

やはり、24時間365日の相談支援サービスを提供しているわけではないので、そのような意味では、緊急ベッドがありながらも、そこをやっていないので、例えば土日は相談員がいても祝日はいない、夜間はいないなどというときに起きた問題にどう対応するかという課題は、今後の課題として残っていると思っております。

グループホームなどの情報提供については、相談支援事業所に区からも適宜情報提供があり、結構、利用者さんが御家族と一緒に見学に行き入所につながっていったりなどということも、大分、動きがとれるようになってきたので、これは今後もっと軌道に乗っていくのではないかと考えています。

困難事例で多くの人が必要な場合、新宿にも参加してもらって、事業所と相談支援と多くの人に参加してのケア会議というのも、困難事例に関してはきちんと開けるようになってきているので、この辺りは今後も継続してできるようになっていったらいいと考えています。

専門性の育成という点では、シャロームみなみ風独自で幾つか研修をやっていって、傾聴の研修やアドラーの研修など、外部の方も参加できるような研修を提供しています。これは専門性研修とは別にです。福祉の仕事は、傾聴・受容・共感が一番基本的なところに

なりますので、シャロームは職員研修として傾聴研修をそこそこの金額を講師にお支払して、参加する方はかなりお安い金額で参加できるようになっていますので、元が職員研修ですので、是非、職員育成に御利用いただけるといいかなと思っています。毎月1回、半年間1クールという傾聴研修をやっています。

そのほかに、いろいろと職員のところでは、IS09001の認証を3月に受けてPDCAサイクルが明確化してきたこと、あと、日本福祉施設士会が開催している福祉QCで、2年連続で金賞を取りました。自律型職員、自分で考えて自分で動くというような職員を育成していくのが、対人援助の仕事の中では、後継者の育成が非常に重要だと思っているところです。今後も専門性研修に関しては、たくさん皆さんからの御要望を頂いて、これはできないかもしれないという御要望も実現できるようにトライしていきたいと考えております。

○友利副会長 それでは、障害者生活支援センターの山崎さん、お願いいたします。

○山崎委員 精神ですが、相談のところはすごくニーズが高くて、うちとしても、相談としては24時間365日の電話相談を中心にお受けしているのですが、1日当たり30件ほどは電話を中心にお受けしています。幸いにも、その相談の中で生命に関わるものは非常に少ないのですが、地域生活を安定して過ごしていただくには、どこかに御自身で発信できて相談を受けていただけているという、心が表出される所があれば、安心して過ごせるのではと、その辺では活用していただけていると思っています。特に精神は24時間365日どこかが対応するというのは非常に必要だと思っています。相談に関しても、夜間にお受けするというのが大半なので、夜間が足りていないというところは課題だと思いますが、その部分での悩みの解決の1つの手段として御活用していただいているということでは安心しております。

ただ、特に計画相談のところでは、2名体制でやっているのですが、御紹介いただいてもなかなかお受けできない、どんどんケースを増やしていくと対応しきれないというのが今の大きな課題かなと思っています。その辺りの個々の能力というよりも、今後の人材育成では課題かなと思っています。

緊急対応に関して、この体制の中では、うちは緊急受入れというところには入っていないのですが、このところ特に短期入所のニーズは高く、予約率に関しては100%でずっと続いている状況で、今後、御本人のニーズとここで提供するサービスが一致しているのかどうか、検証していかないといけないと思っています。新規の方が予約を入れられない、利用できないというところもあるので、今後の課題に挙がってくると思っています。

○友利副会長 同じ精神を支援している者としては、最近、依存症、特にアルコール依存の方がとても多いのですが、アルコール依存という病名が付くと、受け入れてくれない精神科の病院も多く、国でも随分アルコール依存症に関してのお話は出てくるのですが、その辺は今後もいろいろ課題を抽出して話し合っていきたいと思っています。

それでは、これに関して委員の皆様から質問等があれば、是非お願いいたします。なければ、次に移らせていただきます。

協議の(3)障害者自立支援協議会セミナーについてです。これについては役員会でもいろいろお話しましたが、会長の三浦先生から御説明をよろしくお願ひいたします。

○三浦会長 セミナーについて検討したくて、少したたき台的な話をします。今、東京都が主催する研修会やワークショップを含めて、いろいろなセミナーや催し物がある中で、障害者自立支援協議会が取り扱うセミナーとして、そもそもそれならではのものがあるべきかどうか、その辺りも当然検討していかなければいけないかと思ひます。協議会としてセミナーをやらないという選択肢も、可能性としてはあり得ると思ひているし、やるのであれば、私たちならではのものがあるかどうかをイメージしたいということです。

例えば「では、セミナーでこれをやりましょう」というように、いろいろな考へが出てくることは、私たち委員の中からも、参加を見込めるような地域の支援者さん、その他からのいろいろな要望などもあり得るのですけれども、人間の発想というのは、常にバイアスが掛かっているのです。例えば先ほどアルコール依存の話がありましたけれども、アルコール依存の方に、「体と精神のいろいろな医学的な勉強会があります。例えば糖尿病の勉強会とか、鬱病の勉強会とか、認知症の勉強会とかありますけれども、どれに出たいですか」という中に、アルコール依存についての勉強会があった場合に、むしろそれを避けたいという心理が働いてしまう人もいるかもしれない。そういう意味で言うと、「真のニーズ」に私たち自身は実はなかなか気が付けていない可能性もあるということです。

これは勝手な解釈ですが、例えば参加対象者に「どういうセミナーをやってもらいたいですか」とお聞きして、「こういうセミナーがいいです」と言ったとしても、本当の意味でその人にとって必要なものというのは、もっとほかにあるかもしれないという発想が、私の中にはあるのです。そういった意味で言うと、いきなりセミナーとして何をやるかを勝手に私たちが決めるのではなく、若しくは参加され得る方々からの要望を拾うのではなく、もうちょっと地域の実情というものを見ながら、若しくは参加を見込める方たちに自分について振り返りをしていただく中で、発想を出していただくという順番のほうがよいのかなという発想が、私自身にはあるということです。

「視聴」と書いてしまいましたけれども、実際に遠隔でやるか対面でやるかは、まだ決めていません、参加が想定される方々へのアンケートをやってみたらどうかと。内容は、先ほど申し上げた形です。イメージとしては、新宿区内のいろいろな事業所の各職員さんにアンケートを取っていくという前提です。余り個人が特定されるようなアンケートになると、本人も書きづらいので、例えばネットに回答フォームのようなものを用意して、そこに個人単位でアクセスして回答いただく。そこには余り個人情報、若しくは施設が特定できるような情報は書かないような前提の促しをしていきながら、アンケートを取っていくのはどうかと思ひています。

例えばこのようなアンケートはどうかということです。（共有画面を見て）黙読をお願いします。最後の問い7辺りが、今度、何をやってほしいというものがあつたら言つてねという意味合いの問いにはなるかなと思ひます。

要約すると、このような感じのことを聞いていくアンケートをやってみてもいいかなど。各事業所にお配りというか、お伝えして、個人ごとにお答えいただくという形でもいいかと思っています。もし、やるにしても、極力、施設の属性や個人情報の特典ができないようにという前提で集計していきたいと思っています。ただ、やるとしてもこれをやること自体について、まずはお願いする各事業所の上長さんに、責任者さんに、こういうアンケートをやることについて了解を得られればお願いしますという形で、いきなりやりなさいと言うよりは、もし同意いただけるのであれば、是非、各職員さんをお願いするという前提で頼んでいくことが、まずは大切かなと思っています。

こういうアンケートを、各事業所さんを中心に、そこに所属して働いている方々に取っていきたいのですが、そのことを現在のこの協議会の委員の皆さんにお諮りしたいと思っています。ただ、時間の限りもありますので、こういったアンケートを取ることにについて、皆様なりの発想などが今あればお聞きしたいですし、また皆さんへのアンケートみたいな感じになってしまいますけれども、こういうアンケートを地域に対して取る、それを踏まえてセミナーの内容を決めていくことについてどうでしょうかということ、今お示ししている PDF も添付しながら協議会委員さんにお伝えして、協議会委員の皆様にお諮りし、後日、また回答いただくという前提でもいいかなと思います。ですから、この場でいきなり決めるという趣旨ではありません。以上です。

○友利副会長 時間も押してきましたので、先ほどの皆さんのお互いに知り合いたいというアンケートも付けて、それで合理的に皆様の御意見を広く集めることができるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に(4)各部会からの報告ということで、①新宿区障害者計画等への提言作成部会ということで、今井部会長からよろしいでしょうか。

○今井委員 提言作成部会では、部会の名称変更を考えております。委員の皆様方から、様々な御意見を頂ければと思っています。昨年度は、第2期障害児福祉計画と第6期障害福祉計画に対して意見を取りまとめるということに集中しました。ただ、意見を取りまとめて実際に提案しただけでは駄目ではないかと考えています。継続的に計画自体がどのように実効性の高いものになってきたかを検証しながら、こちらが意見として取り上げた点に関して適正に処理され、改善などがされているかどうかということの把握もしなければならぬと考えております。

また、やはり実際に障害者計画等の対象になってくる障害当事者の方々の意見を幅広く聞くことが一番重要ではないかというところで、新宿で暮らしている当事者の方々が、どのようなことを生活ニーズとして問題視しているかということなども、広く集めたほうがいいのではないかと。そして、障害者自立支援協議会という形になっておりますけれども、実際に出てくる課題や問題は、高齢化の問題であったり、生活困窮の問題であったり、まちづくりの問題であったりと、様々な範囲で提案していかなければならない事案が多く出てきているので、そういう御意見を、新宿区在住の方も含めて、区民の皆さんに幅広く聞

けるような部会にしていくということ、今後の課題として持っております。

部会の名称の変更点については、後ほど友利副会長から、運営委員会で話された内容で、このようなものが出ているということをお伝えできるかと思っておりますけれども、提言作成部会については、現状として以上のようなことなどを行ってきております。

○友利副会長 これについては、昨年、施策推進協議会に出す自立支援協議会の意見であって、提言ではないというくくりで訂正されましたので、この名称のままでは事実と反していくということで、いろいろと協議を重ねました。自立支援協議会というのは、割とネットワークの軽い協議会だと思っています。計画の検証と、次の計画が適正に修正・改善されるためのスキームをきちんと考え、障害のみならず地域ということをお考えすると、多様な方が生活しているわけで、障害も高齢もいろいろなものを含めて、そういうつながりを外に持っていくような部会として機能させたいということ、この間の運営会議でも話しているところです。

これに関しては、地域福祉を考えると、いろいろなことがあるのですが、どうもびったりとくる名称がまだ見付かっていないのです。もし有効であれば、今度のアンケートに全部付けてしまって申し訳ないのですが、名称案とともに皆様が考えることなども伺えたらいいのではないかと今思い付いたのですが、三浦会長、そのような感じでもよろしいですか。

○三浦会長 頑張るよ。

○友利副会長 それでは、よろしく願いいたします。

○三浦会長 メモします。今、皆さんにお伝えしたいのは、昨年までは、計画について区長に何かを提言していくということだったのですが、区から伝えられた事項だと、どうやらそういう体裁ではなくなってしまって、そうすると「提言」という文言自体が余りふさわしくないから、部会の名称を変えようということになったのが発端です。

差別解消や予防的なアクションも含めてという意味で言うと、狭い意味では新宿区の障害福祉計画などへの私たちの何らかの意見提出ではあるけれど、もう少し幅広に捉えていくと、福祉部以外も含めたいろいろな区の活動に対しても、何らかのお願いとか、要望を出すこともあるかもしれません。若しくは、新宿区に存在する障害福祉以外の民間の領域、それこそ民間企業を含めた所にも、今後、何かをお願いすることもあるかもしれません。逆に、そういう方々から何らかの思いや要望を、また私たちもお聞きしなければいけないかもしれません。そうすると、幅広に見ていくと、外交全般のような感じになっていく。現状の提言部会だけにそれを担わせるのか、また別な機能なり部会をつくるのかということも、検討しなければいけないのですが、そういった意味で言うと、名称変更だけでなく、部会としてやること、ひいては協議会としてやることについてもいろいろ検討していきながら、それを改めてもう一回、部会の名称に落とし込んでいきたい。そういうように私自身は発想しているということです。

○友利副会長 そうですね。役員会でも先日の運営会議でも、いろいろな区でいろいろな

計画があって、それを地域も企業も全部含めて横断的に見ていけるような、それが可能な部会にしたいという思いは、そのとき参加された委員の皆様も一致されていたかと思っています。

それではクライシスプランの策定部会について、廣川さん、お願いいたします。

○廣川委員 クライシスプランのフォーマット策定部会です。まず緊急事態のフローチャートというものを、今試行している途中です。実際に緊急事態が起きて、フローチャートをやってみてどうかという検証をするのは、かなりレアケースなので、そういうものが検証できる件数が出てくるといことは考えにくいので、実際に作ってみてどうだったか、使い心地はどうだろうかというところを、11月末までの検討期間を経て12月に部会を開いて、それについて話し合いをしたいと思っています。フローチャートを作るところからスタートして、作って実際に計画化するためにはどのような情報が必要かという確認も、この中でできていくので、クライシスプランの策定はそこから入っていきたいというように考えています。

○友利副会長 ありがとうございます。それでは、③地域活動支援センターに係る検討部会です。私が部会長をしております。今までの話し合いの中で、地活の意味、地域活動支援センターというのは、地域福祉サービスの中でも、いろいろな方が自由に参加できるような、居場所づくりに役立つような場所なのですが、現在、新宿区には精神障害の方に特化して4か所あります。ほかの区では知的や身体、いろいろな難病の方などに対する地域活動支援センターもあります。そこに行って相談支援を受けたり、場所によっては食事の提供を受けたり、いろいろと自由なことができるのです。

まずは新宿にある地活の再定義が必要ではという意見が出ています。なぜ再定義が必要かと言うと、デイケアとの違いや若年層への対応等について社会の変化に相応しているか検証が必要と感じているからです。困ったことがあれば気軽に相談支援につながるような場所として機能したいということです。ネットの空間とか、カフェのようなオープンな空間とか、いろいろなツールや考え方があると思います。部会で、いろいろなアイデアを出して提案していきたいと考えています。

その前に、豊島区のI型、I型というのは1日の実利用人数が20名以上という一番大きな地域活動支援センターです。その見学を12月初めに実施します。また、文京区にある医療的ケアもやっている知的障害者のための地域活動支援センターの見学をお願いしたところ、この夏はコロナがものすごい感染者数で、近頃やっと入所施設の家族の面会が許されたところなので、来年度なら何とかかなりそうという回答を頂きました。

新宿区の保健師さんたちも今どのような地活が欲しいのか、保健師さんたちが肌で感じることなどを、地活を主催している方たちと話し合うような会議が開かれるなど少し動きが出てきました。部会からの報告は以上です。

時間がないので、最後に何か意見や御質問があったらお受けしたいと思っています。まずは4番の委員・事務局からの報告ということでお願いできますか。(1)、(2)、(3)と続けて

よろしくお願いたします。

○事務局(中野) 事務局です。事務局から事前にお配りした参考資料 1、「社会資源マップ」作成についてと、参考資料 2、地域自立支援協議会の交流会の報告については、各自御覧ください。また、自立支援ネットワークの実績を知りたいという要望がありましたので、後から送らせていただきました。御覧になっていただいて、何かあれば、また事務局までお問合せください。

東京都の自立支援協議会セミナーの御案内も、お配りさせていただきました。個別にお申込みください。当日だけでなく、セミナー終了後の期間限定の動画配信もありますので、是非、たくさんの方に参加していただければと思います。

今日の議事録に関しては、作成後、案という形で委員の皆様にお配りし、訂正いただいたものをホームページにアップします。自立支援協議会自体、予定では年度内にもう一回ある予定ですので、日程が決まりましたらお知らせします。事務局からは以上です。

○友利副会長 社会資源マップはよろしいですか。

○事務局 資源マップも参考として御覧ください。

○友利副会長 分かりました。では、ちょっと駆け足できましたけれども、ここまでで委員の皆様から何か御質問、ちょっと引っ掛かったことがあるけれどもというようなことがあれば、是非、御発言をお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

○廣川委員 1つ質問があるのですが、いいですか。先ほど、それぞれの紹介のアンケートなどとともに、どのような研修をしようかというアンケートもという話がありました。そのアンケートは、自立支援協議会の委員が返答するアンケートなのか、母体の施設なり団体なりに返答してもらうのかがイメージできなかつたので、そこだけ確認します。

○三浦会長 すみません、先ほど矢継ぎ早に説明したのですが、まず、参加が見込める地域のいろいろな支援者さん等に対して、いきなり「どんなセミナーをやってもらいたいですか」ということだけを聞くのではなくて、その方自身が、支援者であれば支援者としての自分についてどう思うか、職場についてどう思うかということも、個人や所属団体が特定されない形で情報を集めながら、隠されたニーズを探っていきたいと思っています。それを、所属長の了解を得て、地域内にアンケートとして投げ掛けたいと。ただ、それは協議会としてのアンケートの投げ掛けになるので、そういうアンケートを取ることで、そういう投げ掛けをすること自体について、今の協議会の委員さんたちにどのような発想があるかをお聞きしたいので、そのためのアンケートも取りたいという、アンケートの二段重ねの話をしていました。

○友利副会長 そうですね。廣川さん、よろしいでしょうか。

○廣川委員 では、1回目に来るアンケートは委員向けのアンケートで、その中に全体に向けての考察も含まれるという意味ですね。

○三浦会長 そういうことです。

○友利副会長 ほかにありませんか。よろしいでしょうか。それでは、これで終了とさせ

ていただきますが、最後に河村副会長からよろしく願いいたします。

○河村副会長 本日はお忙しい中、御参集いただきありがとうございました。いろいろな御報告や協議を聞きながら、前回の総合支援法の改正によって、協議会に課されている役割が、増えつつあるという印象があります。皆様方各々のフィールドで大変お忙しい中、このように新宿区全体の障害のある人々やどもたちへの支援について、一堂に会していただきました。本日、三浦会長からの新しいアイデアや、お互いもっと有機的につながりましょうという御提案、セミナーはみんなで作っていきましょうという御提案も頂きました。新宿区の状況が進んでいけそうだという明るい気持ちを抱きました。長時間、ありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○友利副会長 ありがとうございました。事務局からは、もうこれでよろしいでしょうか。

○事務局(中野) はい。

○友利副会長 ありがとうございました。皆様、今日はお疲れさまでした。またよろしく願いします。3月には全体会がありますが、そのときは是非対面でできたらと思っています。

○三浦会長 飲み会は。

○友利副会長 飲み会はちょっとまだ難しいかなと思うのですが、そのときの状況で、是非、みんなで話ができたらいいなと思っていますので、またよろしく願いします。ありがとうございました。